

地縁団体 認可申請の手引き

洲本市市民生活部市民協働課

令和7年6月

■ 地縁による団体の認可について ■

自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ（第 260 の 2）、市長の認可を受けて法人格を取得し、**地域的な共同活動を円滑に行うことができます。**

1. 認可制度について：**地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することができます。**

これまで自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置づけられており、団体名義での不動産の登記等ができませんでした。

しかし、自治会では集会施設などの不動産等を保有している場合が多く、団体名義で不動産を登記ができないため、会長名義や当時の役員の共有名義で登記を行っているようです。ところが、このような個人名義の場合、名義人が転居や死亡などにより自治会員でなくなった場合、名義の変更や相続の問題が生じてしまいます。このような問題に対応するため、平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人格」が認められるようになりました。**その後、認可の目的について、令和3年の地方自治法改正により、不動産等の保有を前提としないものに見直し、不動産等の保有の有無に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。**

認可された団体を「認可を受けた地縁による団体（略称：地縁団体）」といいます。

2. 対象団体について：申請できる地縁による団体とは？

この制度は、一定の区域に住所を有する「地縁（つながり）」に基づいて形成された団体（地縁による団体）で、いわゆる自治会・町内会などを対象にしています。

そのため次のような団体は対象となりません。

●特定の目的だけを行う団体

（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など）

●構成員に対して、住所以外の特定の条件を要する団体

（老人会や子ども会（年齢制限）、婦人会（性別の制限）など）

3. 認可要件について：自治会・町内会等が法人格を得るためには？

自治会・町内会等が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。
認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。
(地方自治法第260条の2第2項)

- 1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理や親睦事業など、一般的な自治会・町内会活動のことです。

- 2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

河川や・道路等で区域が画されているなど、容易に自治会・町内会等の区域がわかる状態であること、という意味です。
他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- 3) 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。相当数とは、その区域の全住民の（自治会・町内会等に加入していない人を含む）の過半数です。
なお、認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっています。

- 4) 規約を定めていること

地方自治法第260条の2に従った内容（①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項）とする必要があります。

4. 認可申請の事前準備

(1) 規約の決定

規約には次の事項を定めなければなりません。規約の記載例を基に作成。

① 目的

良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容を出来るだけ具体的に定める。

② 名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないように注意。

③ 区域

区域は、住民にとって容易に特定できることが必要。

字名、地番、住居表示番号で表示。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付。

④ 事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」とすることもできますが、告示事項であるため、会長の交代ごとに告示事項変更届を提出する必要があります。

⑤ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有する個人は全て構成員となれることおよび正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ない旨を必ず記載しなければなりません。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

⑦ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決方法、議決事項等を規定します。

⑧ 資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、財産目録の作成が必要です。なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

(2) 構成員の決定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

5. 認可申請の手続き

(1) 認可申請書

(2) 規約

認可要件4-(1)の事項を定めたもの

(3) 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類

総会での議決が必要となるため、総会議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名または記名押印のあるもの

(4) 構成員の名簿

認可申請する地縁団体に加入している全員の住所・氏名が記載されているもの

当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

事業報告書・決算書、事業計画・予算書など

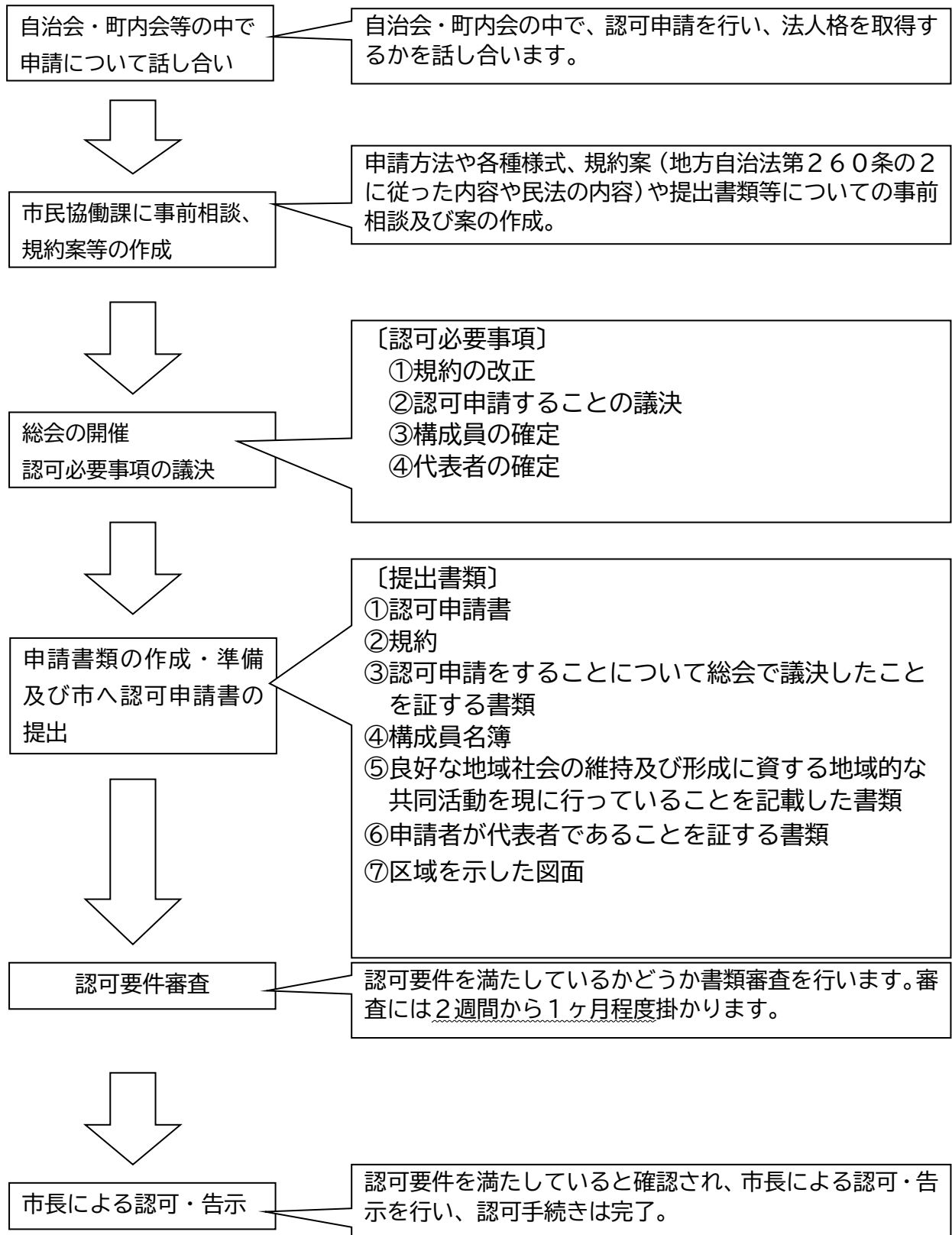
(6) 申請者が代表者であることを証する書類

①議事録（申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録）の写しで議長及び議事録署名人の署名または記名押印のあるもの

②代表者に決定された者の承諾書で本人の署名または記名押印のあるもの

(7) 区域を示した図面

6. 認可申請手続きの流れ



7. 認可後の手続き等について

(1) 法人登記

地縁団体の法人登記は、洲本市長による告示によってこれにかえることとなります。法務局への法人登記は必要ありません。

(2) 認可地縁団体証明書の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を市で作成します。自治会が不動産登記申請を行う際にこれらの写しによる証明書が必要となります。

●地縁団体台帳証明書の交付請求に必要なもの

- ・ 請求は会長本人でなくてもできます。
- ・ 申請書（市民協働課にて配布、または HP よりダウンロード可）
- ・ 1通 300円
- ・ 市民協働課にて発行。

(3) 認可地縁団体としての印鑑登録

不動産登記等に必要な地縁団体の印鑑登録を行うことができます。手続きについては市民協働課で受け付けます。

●地縁団体印鑑登録に必要なもの

- ・ 申請書（市民協働課にて配布）※代表者は市で登録された印鑑で申請。
- ・ 登録する団体印を持参。
- ・ 申請者（代表者）の個人印鑑登録証明書

●地縁団体印鑑登録証明書の交付請求に必要なもの

- ・ 申請書（市民協働課にて配布、または HP よりダウンロード可）
- ・ 団体印を持参。
- ・ 1通 300円

(4) 規約や告示された事項に変更があった場合

認可後、規約や告示された事項を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

●規約が変更した場合は次の書類を提出。

- ・ 規約変更認可申請書（市民協働課にて様式配布）
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

●告示された事項が変更した場合は次の書類を提出。

- ・ 告示事項変更届出書（市民協働課にて様式配布）
- ・ 就任承諾書（代表者変更の場合）
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

(5) 認可地縁団体にかかる税金について

| 税の種類 | | 地縁団体の認可を受けた法人 | |
|------|--------|---------------|-----------------|
| | | 収益事業をしない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 市税 | 法人市民税 | 申請により減免措置 ※ | 法人税割額、均等割額ともに課税 |
| | 固定資産税 | 申請により減免措置 ※ | 固定資産税評価額で課税 |
| 県税 | 法人県民税 | 申請により減免措置 ※ | 法人税割額、均等割額ともに課税 |
| | 法人事業税 | 非課税 | 課税 |
| | 不動産取得税 | 申請により減免措置 ※ | 課税 |
| 国税 | 法人税 | 非課税 | 課税 |
| | 登録免許税 | 課税 | 課税 |

※ ただし、減免の対象や申請方法等の詳細については、下記の所轄機関にお問い合わせください。

■手続きの窓口

| | |
|----------------------------|-------------------|
| 【地縁による団体の認可】 | |
| 市 市民協働課 | 電話：0799 (22) 2580 |
| 【認可地縁団体の印鑑登録・証明】 | |
| 市 市民協働課 | 電話：0799 (22) 2580 |
| 【不動産登記等】 | |
| 神戸地方法務局 洲本支局 | 電話：0799 (22) 0497 |
| 【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】 | |
| 法人市民税：市役所税務課 市民税係 | 電話：0799 (24) 7603 |
| 固定資産税：市役所税務課 固定資産係 | 電話：0799 (24) 7605 |
| 法人県民税・不動産取得税：洲本県税事務所 | 電話：0799 (26) 2028 |
| その他の税金：洲本税務署 | 電話：0799 (24) 1212 |